

令和4年2月9日

保護者の皆さまへ

名 手 保 育 園
園 長 忠岡 美弥

保育園の登園自粛に伴う主食費及び副食費の徴収について

平素は園の運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウィルス感染症が発生した場合の対応につきましては、紀の川市からの新型コロナウィルス感染者及び当該クラスの自宅待機要請に基づいて、保護者の皆さまにはご協力をいただいているところではあります。当園において主食費及び副食費の徴収の取扱いについて詳細が決まりましたので、ご案内させていただきます。

新型コロナウィルス感染症に伴う保育料等(主食費・副食費を含む)の減免申請における減免対象者(下記参照)については、副食費一律200円、主食費一律50円として返金させていただきます。

※1月分は2/15までに提出してください。申請書は保育園もしくは保育園ホームページにあります。また、返金時期につきましては、保育料減免申請書を提出後の2週間以内を予定しています。

保育の無償化に伴い、副食費が免除されている方については、主食費のみの徴収・返金となります。3月につきましては、今後の情勢をみながら進めてまいります。

引き続き、感染予防対策に留意しながら保育を行なってまいりますので、ご理解ご協力よろしくお願ひいたします。

【減免対象】

- ①園児が新型コロナウィルス感染症に感染した場合
(保健所の指示する自宅もしくは入院療養期間)
- ②同居家族が陽性となり、園児が濃厚接触者となった場合
(保健所の要請する自宅待機期間)
- ③施設・クラスの閉鎖により、要請に応じて自宅待機となった場合
- ④兄弟の施設・クラスの閉鎖により、要請に応じて自宅待機となった場合
(学校や他の施設を含む)

※③、④に関しては、施設が閉鎖を実施した期間とし、自粛期間は減免対象にはなりません。